

福井県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和7年3月7日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和7年3月11日

福井県監査委員 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

第Ⅰ 請求の内容

請求人による請求の内容は、次のとおりである（請求書の原文に沿って記載。ただし、原文の趣旨を損なわない範囲での文言の補正、項目番号の付け替え等を行った。）。

2023年度福井県議会政務活動費に関する職員措置請求書

「福井県政務活動費の交付に関する条例」第3条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）には「政務活動費は、会派および議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、県民相談、各種会議への参加等県政の課題および県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に値する経費に対して交付する。」とある。

政務活動費の充当対象経費は、当然ながら、政務活動との間に合理的関連性を有することが認められること、即ち、政務活動費の充当が、議会活動に現に役立っている、あるいは今後役立つ可能性があること等の理解と推認が得られることが必要である。これらについて県民に説明できないものは不当な支出であり返還されるべきである。

また、議員の多彩な（広範多岐にわたる）諸活動には、政務活動とその他の活動との明確化（意識づけ）が必要であり、政務活動費を充当した活動に諸活動が重なり合っている（混在）場合には、諸活動の比率分を按分すべきである。

以上の観点で検証した2023年度福井県議会政務活動費の「収支報告書等」には、県民として納得できない支出が存在した。よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、福井県知事に対し、下記のとおり、これらの支出を行った5名に支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じることを求める。

記

Ⅰ 調査研究費2件

（Ⅰ）小堀友廣議員

6月10日に、「十戦車若狭友の会総会」に出席し国防について意見交換」として、調査研究費（会議費負担金）8,000円、および交通費1,702円を支出している。

しかし、案内状の内容は不明確で、会の趣旨もわからない。よって、本件は政務活動に資する調査研究とはいえない不当支出であり、全額返還されるべきである。

（※）支出証拠書類等3枚添付（通し番号／6、64、65）。

（Ⅱ）藤本一希議員

「県外・海外視察報告書」によると、3月16日～20日間に「オランダにて意見交換」として、調査研究費（旅費）248,383円を支出している。

しかし、旅費関係の資料以外は外務省欧州局西欧課の作成資料のコピーが添付されていただけであり、「県外・海外調査報告書」に記載された６行からは、具体的な視察内容を知ることができない。

政務活動費を使って海外視察を行ったからには、どのような問題や課題を明らかにするために必要な視察だったのかを県民に説明する責任がある。そのためには、きちんとした視察成果の報告書が必要であり、本件はそれを怠っている。よって、本件は政務活動に資するとは認められない不当支出であり、全額返還されるべきである。

なお、マレーシア視察を行った時田和一良議員は視察報告書（全１６頁）を添付している。

（※）藤本議員の支出証拠資料等２６枚（綴込み順の通し番号／１、３５８～３６５、７、２５９、２４８～２５３、２６３～２６７、２７４、２６０～２６２）、および時田議員の同資料１８枚（通し番号／１、１８１～１９７）添付。

２ 事務費４件

（１）斉木武志議員

５月５日に、「椅子購入費」として、事務費（備品費）９６，８００円を支出し、全額充当している。政務活動費マニュアルでは、備品費の１件あたりの取得金額は１０万円未満を対象としているが、上限すれすれの高額である。ちなみに、田村康夫議員も事務費でオフィスチェアを購入しているが、価格は１９，９００円で、政務活動費充当は１／２按分である。

このような高額椅子は、議員活動とは無関係の趣味的な贅沢品にすぎず、市民感覚として必要性が全く理解できない。また、椅子の設置場所が議会以外の場所であるなら、支出は当然按分されるべきであり、少なくとも充当額の１／２以上の返還を求めるべきである。

（※）斉木議員の支出証拠資料等３枚（通し番号／３５～３７）および田村議員の同資料３枚（通し番号／６０～６２）添付。

（２）大和久米登議員／その１

政務活動費マニュアルでは、備品のうち、パソコン、プリンター、タブレット端末、コピー機、ファクシミリ、プロジェクター等のＯＡ機器については、１件あたりの取得金額が２０万円未満のものを対象としており、これらの購入に事務費（備品費）を充当している事例は少なくない。しかし、森嘉治議員のように「後援会活動との按分」により１／２の充当に留めている事例がほとんどである。

大和久米登事務所あての、(株)Aからの明細書２頁分の請求額は４９４，１２０円で、大和議員が事務費（備品費）で充当したのは、４２８，１２０円である。（電気工事と照明器具の６６，０００円のみ充当外）。

領収書等添付票は、①１６５，０００円（パソコン購入）、②５４，７８０円（プリンター購入）、③５４，７８０円（インクカートリッジ購入）、④４４，０００円（セットアップ）、⑤１０９，５６０円（パソコン、プリンター周辺機器）の５枚で、うち、パソコンに係る支出は

318,560円(①+④+⑤)、プリンターに係る支出は109,560円(②+③)になる。
支出日は、①、②、③が2月17日、④と⑤が2月18日である。

前記①～⑤の支出は、パソコンを利用するために必要な一体的な支出と考えるべきであり、まず、合計額から20万円(OA機器の充当限度額)を差し引いた金額は返還されるべきである。

その上で、購入したパソコンと周辺機器が、政務活動以外の後援会活動や政治活動等にも使用されるのは常識的なことであるから、充当限度額20万円の1/2～2/3は返還されるべきである。

(※) 大和議員の支出証拠資料等15枚(綴込み順の通し番号/1、27～35、42、43、39～41)、および森議員の同資料10枚(通し番号/1、10～18)添付。

(3) 大和久米登議員/その2

2月13日に、「パーテーション購入」として事務費(消耗品費)99,000円を支出している。備品費の1件あたりの取得金額は10万円未満を対象としているが、上限額に近い高額な支出であるにもかかわらず、支出証拠資料は領収書のみで、請求書も現物の写真の添付もなく、さらに全額充当である。このように、本件は、支出の内容も意図も不明であるため全額返還されるべきである。

(※) 大和議員の支出証拠資料等1枚(通し番号/26)添付。

(4) 山岸みつる議員(2件)

1月6日に、「ノートパソコン購入」として事務費(備品費)193,070円、1月11日に「ノートパソコン用ケーブル購入」として事務費(消耗品費)4,048円を支出し、それぞれ全額充当している。

しかし、先述のとおり議員には政務活動以外にも、広範多岐にわたるその他の活動があるため、備品や事務用品についても汎用性が推定される。よって、本件の支出についても按分に留意するのは当然であり、按分を怠った分は返還されるべきである(例えば、森議員は1/2按分)。

(※) 山岸議員の支出証拠資料等6枚(通し番号/1、314～316、324～325)添付。

第2 監査委員の除斥

福井県監査委員のうち山本建および松崎雄城は、法第199条の2の規定により、本件措置請求の監査に加わらなかった。

第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和7

年１月９日付けでこれを受理した。

第４ 監査の実施

１ 請求人による証拠の提出および陳述

請求人に対して、法第２４２条第７項の規定により、令和７年１月２１日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、同日、請求人が出席し、改めて請求の要旨について陳述した。

２ 監査対象機関

福井県議会局

第５ 監査の結果

監査結果については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

１ 事実関係の確認および監査委員の判断

（１）小堀友廣議員の調査研究費について

ア 事実関係の確認

監査対象機関（以下「対象機関」という。）から、

- ・十戦車若狭友の会は、防衛思想の普及および自衛隊今津駐屯地（第１０戦車大隊が駐屯）の激励等、自衛隊と嶺南地方の住民との交流、防衛基盤の育成、発展に寄与することを目的としたものである。

- ・総会および意見交換会に、小堀議員は議員の立場で出席している。ほかには、会役員、元自衛隊員、嶺南の首長等が出席し、第１０戦車大隊廃止後の原子力施設の防衛態勢、大規模災害への対策、嶺南地域への自衛隊の配備等について意見交換を行った。

- ・小堀議員は福井県議会の嶺南地域振興議員連盟の副会長であるとともに、防衛議員連盟の理事であり、両議員連盟は、毎年、原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置や嶺南地域への自衛隊の配備に関する要望を政府に対して行っている。令和６年８月には、当該意見交換会で出た意見を踏まえたうえで、両議員連盟が要望を行っている。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、会議費負担金の運用基準を「会派（議員）が所属しない他団体（企業、学校、個人サークル等を含む）が主催する会議等であること」、「実質的な意見交換を目的とした会議等であること」としている。上記（１）アで確認した事実から、小堀友廣議員の調査研究費は、マニュアルに適合して執行されているものと認められる。

（２）藤本一希議員の調査研究費について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

- ・マニュアルでは、「国外への調査は、特に明確な調査目的と有用性が求められる」としており、県外・海外調査報告書、その他提示される資料のほか、必要に応じて議員に聞き取りを行って確認している。

- ・今回の海外調査は、在宅ケア・訪問看護事業者の組織マネジメントシステムや人材育成、再生可能エネルギー開発等について、先進地域であるオランダを視察し、その現状や問題点等を調査することにより、県の施策に係る課題の指摘や提案に資することを目的としたものであり、調査目的と有用性が十分に存在していると判断している。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

マニュアルで提出を求めている「県外・海外調査報告書」には具体的な視察内容や成果までは記載されていないが、上記（２）アのとおり対象機関が調査目的と有用性を確認しており、請求人の主張する「きちんとした視察成果の報告書」が添付されていないことをもって、不当な支出であるとは言えない。

（３）斉木武志議員の事務費について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

- ・備品費の基準は、椅子については一件あたりの取得金額が１０万円未満ということのみである。

- ・県議会議員であった当時、政務活動のみを行う事務所と政務活動以外の活動を行う事務所は別々の場所にあり、当該椅子は、前者で使用していることを確認している。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

事務費（備品費）として、椅子の購入費に９６，８００円を充当することは、マニュアルの使途基準上認められている。また、政務活動を行うことを目的とした事務所で使用しており、政務活動以外の活動に使用していた事実も確認できないことから、政務活動費を全額充当することは不適切とは言えない。

（４）大和久米登議員の事務費（その１）について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

- ・マニュアルに定める「一件あたりの取得金額」の「一件」とは、請求単位ではなく、品目単位である。減価償却資産においては、パソコン、プリンター等のように単独で機能を発揮することができるものはそれぞれを一件として取得価額が判定されているところであり、社会通念上も妥当と考えている。

- ・政務活動のみを行う事務所と政務活動以外の活動を行う事務所は別々にあり、当該パソコ

ン等は前者において政務活動にのみ使用していることを確認している。
との説明があった。

イ 監査委員の判断

税法上の取扱い等に鑑みると、対象機関の備品の「一件」のとらえ方は適正を欠くものとは言えない。また、パソコン等は政務活動を行う事務所で使用しており、政務活動以外の活動に使用している事実も確認できないことから、政務活動費を全額充当することは不適切とは言えない。

(5) 大和久米登議員の事務費（その2）について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

- ・現地を確認したところ、大和議員が賃借している事務所は他人の店舗の一角であり、パーティーションはその店舗部分との仕切りとして使用している。
- ・パーティーションは政務活動のみを行う事務所において使用していることを確認している。
- ・県の財務規則上は消耗品費として取り扱うことも可能であるが、備品費に修正し、現物の写真を公開する。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

対象機関が現地において使用状況を確認したところ、パーティーションは政務活動を行うとする事務所に設置されており、政務活動費を全額充当することは不適切とは言えない。

(6) 山岸みつる議員の事務費について

ア 事実関係の確認

対象機関から、

- ・政務活動のみを行う事務所と政務活動以外の活動を行う事務所は別々にあり、当該パソコンは前者において政務活動にのみ使用していることを確認している。

との説明があった。

イ 監査委員の判断

パソコンは政務活動を行う事務所で使用しており、政務活動以外の活動に使用している事実も確認できないことから、政務活動費を全額充当することは不適切とは言えない。

2 結 論

本件請求には、理由がないものと認め棄却する。

3 意 見

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、今後の事務に当たり留意すべき点等につ

いて次のとおり意見を付す。

マニュアルでは、「国外への調査は、特に明確な調査目的と有用性が求められる」としているが、海外視察を行った場合に提出を要する「県外・海外視察報告書」の様式では、調査目的や調査の有用性を記載するようにはなっていない。このような項目を様式に追加するなど、政務活動費の使途の透明性をより一層高められるよう検討されたい。

また、議員の活動は多岐にわたっており、政務活動とそれ以外の活動を厳密に区分することが難しい場合も多々あると考えられるが、マニュアルにおいて、政務活動費を充当するにあたっては、活動実態や使用実態に応じた割合で按分するものとされており、支出の合理性について県民に対する説明責任を果たす必要があることを改めて認識されたうえで、適用した按分割合の根拠や妥当性を分かりやすく開示する方策を検討されたい。